

資料編

用語解説

あ行

アクセシビリティ

高齢者や障がい者といった、ウェブサイトなどの利用に何らかの制約がある方や利用に不慣れな方を含めて、誰もがウェブサイトなどで提供される情報や機能を支障なく利用できること。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

か行

介護給付

日常生活全般に一定程度の介助が必要な方が利用するサービス（ホームヘルパーの派遣など）の総称。

学習障がい（LD）

読む、聞く、話す、書く、推理する、計算するなどの能力を取得することが著しく困難な状況の特徴とする、発達障がいの一つ。生まれつきの中枢神経の働きに、何らかの問題があることが原因と考えられている。全般的な発達の遅れではなく、個人内の諸能力の発

達における偏りであるという特色がある。

協議会

障がい者の地域生活移行や就労支援などを推進するため、障害者総合支援法の規定に基づいて都道府県・市町村が設置する協議会。障害者自立支援法の規定では名称が自立支援協議会とされていたが、地域の実情に応じて名称を定められるように、協議会と改められた。

委員は障がい者及びその家族のほか、福祉、保健、医療、教育、労働などの分野から選出され、障害福祉計画の進捗管理など、障がい者の地域生活や就労を推進する施策事業を協議する。

平塚市では障がい者自立支援協議会として設置している。

共生社会

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会のこと。

高機能自閉症・アスペルガー症候群

自閉性の障がいのうち、知的障がいを伴わない（一般的にはIQ70以上）ことを特徴とする発達障がいを高機能自閉症やアスペルガー症候群と呼ぶ。「高機能」というのは知能指数が高いという意味であるが、平均より知能指数が

高いとは限らず、知的障がいとの境界域の場合もあれば、平均をはるかに上回る場合もある。両者は一つながりのものとして明確に区分できないことから、自閉症スペクトラムとしてとらえられる。

合理的配慮

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを言う。また、それを行わないことを合理的配慮の不提供と言う。

さ行

児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県などが設置する機関で、ケースワーカーや心理判定員、医師などの職員が常駐し、子どもに関する各種の相談に応じるほか、調整、診断、判定を行い、それに基づいて子どもや保護者などに対して必要な助言指導や心理治療、カウンセリング、児童福祉施設入通所の決定、里親の認定などを行っている。

自閉症

言葉の遅れ、社会性の獲得や対人関係構築の困難性、常同的行動、環境変化に対する過剰反応などを特徴とする発

達障がいの一つ。現在では、先天的な脳の機能障がいと考えられている。知的障がいを伴う場合と伴わない場合があり、知的障がいを伴わない自閉症を「高機能自閉症」や「アスペルガー症候群」と呼ぶこともある。

自閉症スペクトラム

自閉症やアスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいを連続的な一要素としてとらえた概念。統一的な定義は定まっていないが、本計画では、平成25年に発表された米国精神医学会の精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM)の最新版DSM-5における考え方に基づいている。

社会資源

障がい者も含めた、あらゆる人々の生活のニーズや、問題解決のために活用することのできる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

重症心身障がい

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。児童福祉法による行政上の支援を行うための定義である。

日常生活のすべてに介助が必要であり、気管切開やたん吸引などの医療的ケアを必要とする方も多い。

障害支援区分

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、障がい福祉サービスを受けるのに必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、認定調査と医師意見書を踏まえ、市町村の審査会が行う審査に基づいて認定される区分のこと。「1」から「6」までの6段階の区分と非該当がある。障害者総合支援法の施行に伴い、障がいの程度（重さ）を示す「障害程度区分」から改められた。

障害者差別解消法

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るための法律。国の行政機関や地方公共団体等、民間事業者には、障害を理由とする差別として、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」が禁止される。（合理的配慮については、民間事業者は努力義務。）

平成25年6月26日公布、平成28年4月1日施行。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

障害者支援施設

障がい者のうち施設入所が必要な人を対象に、施設における入所支援を提供するとともに、日中活動系のサービ

スを行う施設のこと。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実、地域生活支援事業の実施、障がい者の範囲への難病等の追加、障害支援区分の創設などを定めた法律。平成18年10月に施行された「障害者自立支援法」を一部改正したもので、それに伴って名称も変更された。

平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

障害者福祉計画

障害者基本法に基づき、障がい者に対する福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災などの総合的な施策を推進するため、施策を体系化するとともに、推進の方策を立てる計画のこと。市町村と都道府県に策定が義務付けられている。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい者に対する福祉サービスの充実を図るため、障害福祉サービス・相談支援などの将来的な見込量や、その見込量を確保するための方策を立てる計画のこと。市町村と都道府県に策定が義務付けら

れている。

障がい福祉相談員

障がい者やその家族などからの相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連携のもとに必要な支援を行う相談員のこと。障がい者とその家族および福祉に熱意のある人を市長が委嘱する。任期は2年間。平成25年度より県からの権限移譲で事務が市に移った。

自立支援医療

障がい者の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付すること。身体障がい者を対象とした「育成医療」「更生医療」と、精神科へ通院している人を対象とした「精神通院医療」がある。

成年後見制度

自己決定を行うために必要な判断能力が不十分な成年者の権利を保護するため、条件を満たした場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人に代わって法律行為を行い、または本人による法律行為を支援する方を選任する制度のこと。裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。

た行

地域生活支援事業

市町村又は都道府県が実施主体となる事業で、障がい者の地域における自立支援のための事業（相談支援、移動支援、日常生活用具給付、手話通訳者などの派遣、地域活動支援センターなど）の総称。事業内容については、地域の実情に応じて柔軟な取組みが認められている。

注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）

注意欠陥、多動性、衝動性を症状の特徴とする発達障がいの一つ。その症状により様々なタイプがあるが、注意力を維持したり、様々な情報をまとめたりすることが苦手な場合が多い。

町内福祉村

障がい者を含めた地域住民が、身近な生活支援やふれあい、交流などの「地域における支えあい」を実践するための活動拠点のこと。同様の取組みがなされている自治体もあるが、平塚市においては「町内福祉村」と呼んでいる。

特別支援学校

障がい児教育を行う学校（養護学校、盲学校、ろう学校）の呼称。学校教育法の改正により、平成19年4月から障がい児教育を行う学校は、すべて障がい

の種類を越えて、「特別支援学校」という呼称に統一されている。

な行

NET119

聴覚障がいや音声・言語障がいなどにより音声による通報が困難な方のために、スマートフォンや携帯電話などを活用して、119番通報ができる「緊急通報システムNET119」のこと。

は行

発達障がい

一般的に、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢のうちに発現するものの総称。乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、能力獲得の困難さが生じる特徴がある。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい、学習障がいなどの発達障がいのある人に対する支援などについて定めた法律のこと。「発達障害者支援センター」の設立など、発達障がい者に対する支援システムの確立を目指

している。平成17年4月1日施行。

バリアフリー

障がい者や高齢者などが社会生活に参加する上で支障となる物理的、精神的なバリアを取り除くための施策などのこと。もともとは建築用語として登場した言葉であるが、近年では心理的バリアについても含める考えが一般的となっている。

避難行動要支援者

災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難の確保を図るために特に周囲の支援を必要とする人のこと。具体的には、高齢者、要介護者、障がい者、病弱者、外国籍の方、乳幼児や妊婦などが挙げられる。

ファミリーサポートセンター

子どもを持つ人が安心とゆとりをもって子育てが出来るよう、「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を組織化し、相互援助活動（有償制）の橋渡しをするシステムのこと。保育所、幼稚園などへの子どもの送迎や、子育て中における臨時的、突発的な事情のために必要な援助などを提供する。

福祉ショップ

障がい者をはじめとする、福祉的支援を必要とする方の就労と社会参加のために、障がい者団体などの福祉当事者団体が設置する売店などのこと。

平塚市庁舎本館内には福祉ショップ「ありがとう」が設置されている。

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、介護を必要とする障がい者や高齢者、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院・通所・余暇支援などを目的に有償（低額）で行う送迎サービスのこと。

放課後児童クラブ

保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない世帯の小学生（概ね10歳未満の児童）を対象に、放課後活動の場を提供し、保護者の就労を支援するとともに、子どもの健全な育成を図る事業のこと。正式には「放課後児童健全育成事業」という。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する相談援助員のこと。社会奉仕の精神により、常

に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行う。交通費などの実費は支給されるが、無報酬である。

や行

ユニバーサルデザイン

文化、言語、年齢、障がいの有無などを問わずに、誰もが利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

ら行

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活段階や生活状況のこと。幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分け、一般的には6～7年ごとに変化するとされているが、各年代はそれぞれ独立しているわけではなく、明確な区分点の定義もない。

療育

発達に何らかの支援が必要な子どもとその保護者を対象に、医療、保健、福祉など様々な側面から相談に応じ、子どもの発達を最大限に引き出す支援を行うこと。